

春のいきものたちのまち

UR賃貸住宅の「生物多様性」について



「身近に自然を感じられる豊かさ」

「自然とふれあえるすばらしさ」

UR都市機構の団地は生き物と共存できる豊かさを大切に育んでいます。

街に、ルネッサンス



UR都市機構



UR賃貸住宅の生き物調査(新川・島屋敷通り)

東京都三鷹市の住宅街にあるUR賃貸住宅「新川・島屋敷通り」は、平成7年～16年に建て替えられました。この団地で生き物調査を行ったところ、樹林や草地などに多くの生き物がいることが分かりました。

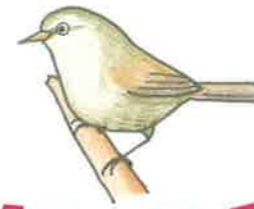
この調査結果から、都会の住宅地の中でもUR賃貸住宅は良好な環境であるということが分かりました。

※「身近な緑環境におけるビオトープに配慮した屋外計画設計検討業務」他
(平成21年10月～平成23年2月)

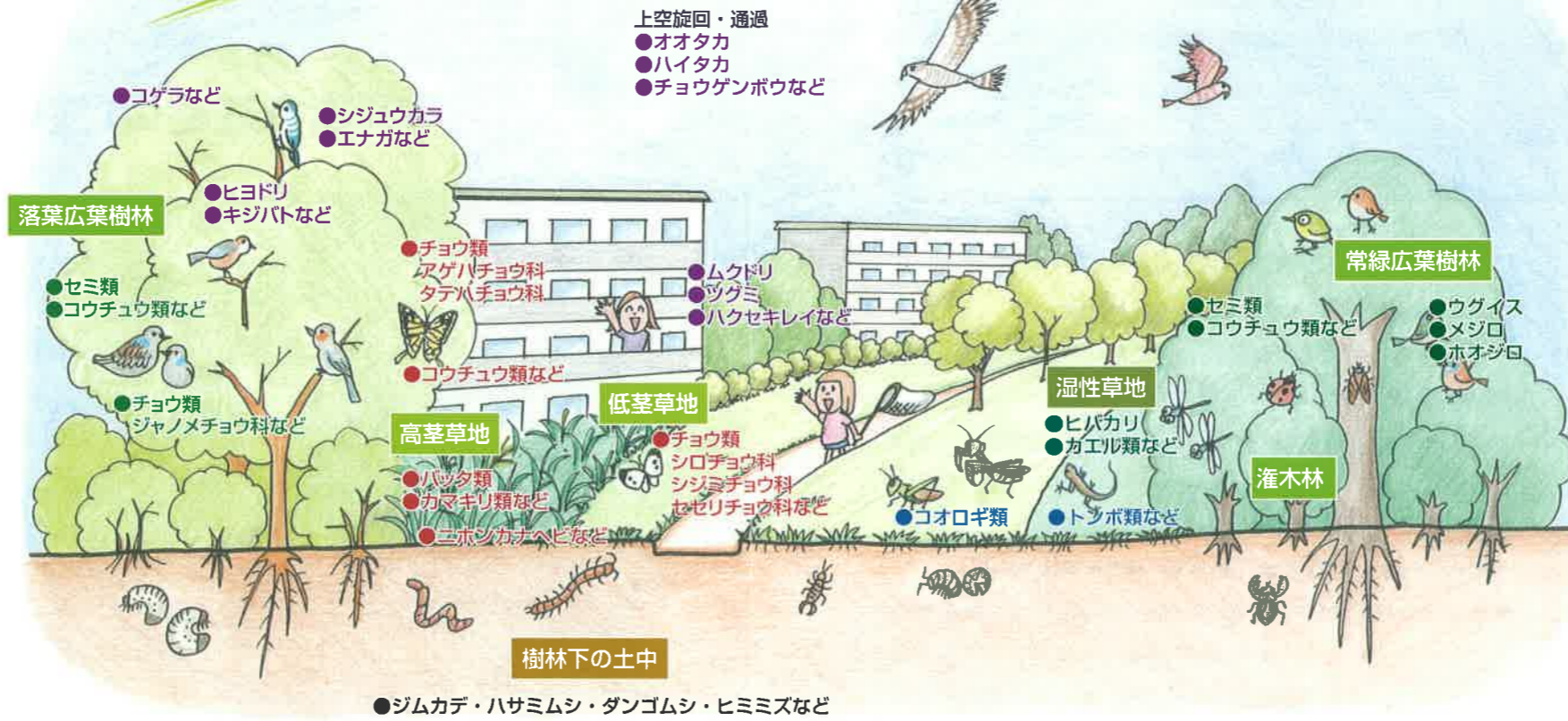
新川・島屋敷通り



新川・島屋敷通り



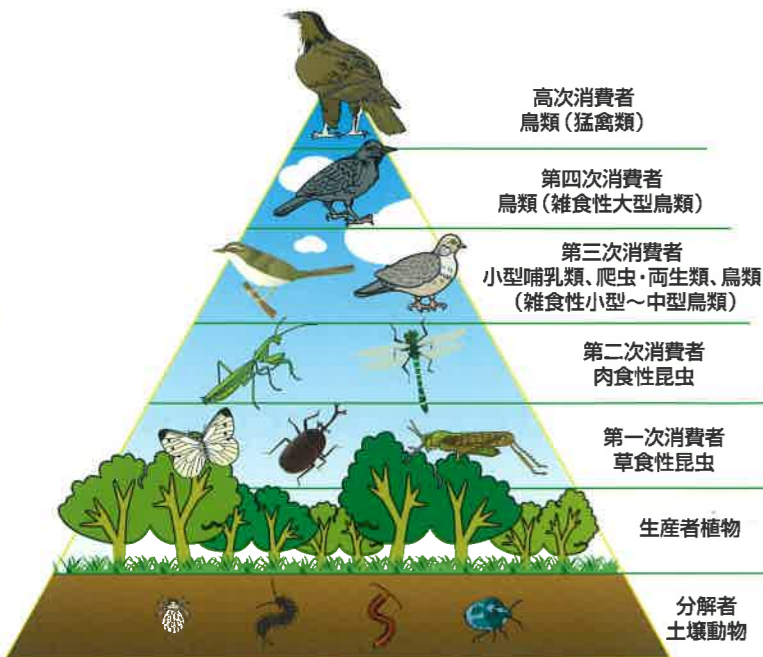
だんちのいきもの環境



生態系ピラミッドとは?

自然界では、生き物はお互いに食べる・食べられるという関係で成り立っており、食べられる生き物の種類や数が少なくなると、バランスが崩れてしまいます。

この関係を図に示したのが「生態系ピラミッド(食物連鎖図)」です。このピラミッドでは、新川・島屋敷通りでの生態系を表しています。



新川・島屋敷通りにおける生態系ピラミッド(食物連鎖図)

生き物には、樹林地、草地、水辺など、それぞれ生息に適した環境(すみか)が必要です。さらに、明るい・暗い、湿地・水中など、生き物ごとに環境の条件が異なります。

多くの生き物が生息するためには、こうした様々な環境が組み合わさって存在することが重要なのです。

UR賃貸住宅では、このように様々な生き物のいる豊かな環境をつくり、地域「生物多様性の保全」に役立っています。



落葉広葉樹林



常緑広葉樹林



草地

都市再生機構が「生物多様性保全」に取り組む意義

- ①身近な生き物とのふれあい空間を創出することにより、居住空間の快適性を向上し居住者にうるおいある生活環境を提供する。
- ②UR都市機構の敷地を含めた周辺エリア一体を、地域との連携を図りながらビオトープネットワーク化し、地域の環境向上に寄与する。
- ③身近な自然とふれあう活動を通じて、地域コミュニティの継承や育成を図り、安全・安心なまちづくりを進める。



コゲラ



エナガ



アオスジアゲハ



キジバト



オオカマキリ



ショウリョウバッタ



モンシロチョウ



ナナホソテントウ



ニホンカナヘビ



ベニシジミ



シオカラトンボ



ミンミンゼミ

*ここで紹介する生き物の写真は、全て新川・島屋敷通り内で撮影されたものです。

生物多様性をめぐる国の動向など

平成5年(1993年)に締結した生物多様性条約を実行するため、平成7年(1995年)に「生物多様性国家戦略」が策定されました。平成20年(2008年)に制定された「生物多様性基本法」では、生物多様性国家戦略の位置づけを明確にするとともに、地方自治体による「生物多様性地域戦略」の策定を促しています。また、生物多様性に関する施策や数値目標の普及広報の一環として、平成21年(2009年)に環境省が「国民の行動リスト」を作成しています。

平成20年(2008年)	生物多様性基本法の公布 (平成20年6月6日法律第五十八号)	「生物多様性に配慮して事業活動を行うこと、生物多様性に事業活動が及ぼす影響を低減しながら、持続可能な利用に努めること」などが、企業の責務(努力義務)として示された。
平成21年(2009年)	国民の行動リスト(環境省)の公表	生物多様性のために国民ひとりひとりができる行動を判り易く伝えるために提示されたもの。「ふれよう」「守ろう」「伝えよう」を3本柱として、それぞれに具体的行動例が例示されている。
平成21年(2009年)	生物多様性民間参画ガイドライン(環境省)の公表	事業者には「生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて、消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献してゆくことが期待されている」ことが示された。
平成21年(2009年)	生物多様性地域戦略策定の手引き(環境省)の公表	地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定する際に、事業者には「参加・連携の視点が大切で(中略)、策定段階から地方公共団体に協力する(中略)ことが求められている」としている。

UR都市機構の取組み

○環境配慮方針



UR都市機構は、まちや住まいづくりを進めていくにあたり、環境について配慮すべき視点を取りまとめ、「環境配慮方針」として宣言しました。

1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります。

- ① 都市の自然環境の保全・再生に努めます
- ② まちや住まいの省エネルギー化を進めます。
- ③ 資源の有効利用と廃棄物の削減に努めます。
- ④ まちや住まいの安全・安心と快適性を確保します。
- ⑤ 皆様と一緒に環境に配慮したライフスタイルを考えます。

2. 環境に配慮して事業を進めます。

- ① 環境負荷の少ない事業執行に努めます。
- ② 環境に関して皆様とコミュニケーションを深めます。

○生物多様性保全に貢献する主な事業

平成22年度に名古屋で開催されたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)に呼応して『生物多様性保全につながる企業のみどり100選』(SEGES特別認定)が選出され、UR都市機構の下記事業が認定されました。

- 越谷レイクタウン大相模調整池 埼玉県越谷市
- アーベインビオ川崎団地再生事業 神奈川県川崎市
- 多摩平の森自然公園(多摩平の森団地再生事業) 東京都日野市
- 仙川水辺公園(サンヴァリエ桜堤団地再生事業) 東京都武蔵野市
- レーベンスガルテン山崎団地再生事業 神奈川県鎌倉市
- 大堀川防災調節池・市野谷調整池 千葉県流山市
- 団地居住者との協働による「どんぐり山」の保全・育成(シャレール東豊中団地再生事業) 大阪府豊中市

※SEGESとは、(財)都市緑化機構が主催する「社会・環境貢献緑地価システム」の略称で、企業緑地や都市整備・まちづくり事業において、緑の保全と創出に関する取組みに対する社会的な環境評価制度です。



*写真は「全国団地景観サミット応募作品」です。

独立行政法人 都市再生機構

〒231-8351 横浜市中区本町6-50-1
横浜アイランドタワー9階 技術調査室
TEL. 045-650-0671

※このパンフレットは、古紙100%の再生紙と大豆インクを使用しています。